

仮使用認定手数料表

令和6年4月1日施行

建築物の仮使用認定手数料 別表(9)

単位：円(非課税)

床面積の合計	手数料
500㎡以内	125,000
500㎡超～2,000㎡以内	151,000
2,000㎡超～5,000㎡以内	273,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	383,000
10,000㎡超	492,000

建築設備等の仮使用認定手数料

単位：円(非課税)

建築設備	設置数	手数料	
		昇降機	ホームエレベーター
昇降機 エレベーター エスカレーター ホームエレベーター	3以下	30,000	27,000
	4以上9以下	27,000	24,000
	10以上	24,000	21,000

工作物の仮使用認定手数料

単位：円(非課税)

令第138条第1項及び第3項(第2号を除く)	同項各号に掲げるもの	高さ	手数料	
		4m以内	21,000	
		4m超10m以内	30,000	
		10m超15m以内	44,000	
		15m超20m以内	53,000	
		20m超	62,000	
令第138条第2項	1号	乗用EV又はエスカレーターで観光用のもの	設置数	手数料
			3以下	30,000
			4以上9以下	27,000
	10以上	24,000		
2号及び3号	遊戯施設等	別途見積		

注)1 確認済証の交付又は中間検査が当センター以外でなされた場合で、仮使用認定を当センターで希望されますと、別表(1)に掲げる確認手数料相当額を加算します。なお、当該手数料は仮使用認定前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。

2 直前の仮使用認定と同一棟の部分を当センターで受けている場合は、受けている部分の床面積の2分の1とします。

3 直前の仮使用認定と別棟の部分を当センターで受けている場合は、受けている部分の床面積の全部とします。

①遠隔地の手数料の割増額

下記の村区域別の額を手数料に加算します。

単位：円(非課税)

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合	10,000
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合	17,000

②経過措置

令和6年3月31日までに事前審査願書を受理した物件の審査及び検査手数料については、従前の手数料を適用します。また、計画変更に係る手数料についても、当初の事前審査願書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。

支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)